

審 査 基 準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者と契約交渉を行い、交渉の結果、契約条件に合意した場合に採択案件として決定する。

II 審査方法

企画提案書等に基づき、東京工業大学内に設置する「東京工業大学リーダーシップ教育院「ストラテジックディベート」、「グローバルコミュニケーション」に係る業務委託審査委員会」（以下「審査委員会」という）において第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）を実施する。また必要に応じて、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は、下記の評価項目毎に評価基準による審査を行い、審査委員会の各委員が各々評価した採点結果の合計を当該提案者の得点とする。なお、各委員の採点結果の平均が40点に満たない者は契約交渉の対象外とする。

1 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための専門性及びノウハウを有していること。
- ④ 事業を効果的に遂行するために必要な実績を有していること。
- ⑤ （新型コロナウイルス感染症への対応として）遠隔授業による実施も可能となる設備・体制を有していること。

2 事業内容に関する評価

- ① 派遣講師の要件を満たした科学技術分野のバックグラウンドを有する英語母語話者またはそれと同等のレベルの講師が派遣されること。
- ② 受講学生のレベルに応じた講義を実施し、それぞれのレベルでコミュニケーションやディベートの総合力を高める工夫がなされていること。
- ③ 留学生など英語力が比較的高い学生に対しても有益な講義となるよう考慮されていること。
- ④ 受講学生全員の発言機会を十分にとり、積極性を高める配慮がなされていること。
- ⑤ 受講学生の宿題や授業中の発言等に対するフィードバック、アドバイス等が十分に行える体制となっていること。
- ⑥ 全講義終了後に学生からアンケートを取るなどにより、受講学生の満足度分析

や担当講師の評価が実施されること。

- ⑦ 成績評価を適切に行う体制がとられており、点数による評価のみではなく、個々の受講学生が成長を実感できる仕組みが提供されていること。
- ⑧ 価格設定が妥当なものであること。

3 その他加点に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

参考：内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）」について

（ http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html ）

[評価基準]

1 評価項目1 ①～⑤及び2 ③～⑧に係る評価基準

以下の5段階により評価を行う。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点

やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

2 評価項目2 ①及び②に係る評価基準

以下の5段階により評価を行う。

大変優れている＝10点 優れている＝8点 普通＝6点

やや劣っている＝4点 劣っている＝2点

3 評価項目3に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるばし認定企業・プラチナえるばし認定企業）

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝0.5点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝1点
- ・認定段階3＝1.5点
- ・プラチナえるばし認定＝2点
- ・常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.3点

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ

えるぼし認定企業)

- ・ くるみん (旧基準) 認定 = 0.5 点
 - ・ くるみん (新基準) 認定 = 1 点
 - ・ プラチナくるみん認定 = 1.5 点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律 (若者雇用促進法) に基づく認定
- ・ ユースエール認定 = 1 点
- 上記に該当する認定等を有しない = 0 点